

包括的保存管理計画の改定について

○ 要 旨

- ・ 現行の富士山包括的保存管理計画に、本年 3 月に策定し、4 月から新たに運用を開始した「世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル」（以下「遺産影響評価マニュアル」という。）の実施手法等を追加するための改定を行う。

○ 今回の主な改正点

（１）「第 2 章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産」

世界遺産富士山の顕著な普遍的価値の模式図を遺産影響評価マニュアルの記載にあわせて修正する。

（２）「第 9 章 行動計画の策定・実施」

保存管理・保全のための行動計画として、遺産影響評価マニュアルの適用を反映させる。

（３）分冊として遺産影響評価マニュアルを追加

遺産影響評価マニュアルを分冊－5 として追加する。

ほか 所要の改正を行う